

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	河川課	整理番号	1 - 307
許認可等の種類	埋立地に関する処分の許可、埋立地の用途と異なる利用の許可			
根拠法令条例等・条項	公有水面埋立法第27条第1項、同法第29条第1項			
許認可等の概要	埋立地に所有権を有するものが所有権を移転し、又は地上権等の権利を設定することに対する許可 埋立地を告示した用途と異なる用途に利用する許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 〔参考〕 ・公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1580号・建河発第57号運輸省港湾局長・建設省河川局長通達)</p> <p>7 埋立地に関する権利の移転又は設定の許可について(法第27条関係)</p> <p>(1) 権利の移転又は設定の相手方の選考方法について(法第27条第2項第4号関係) 権利の移転又は設定の相手方は公募することが望ましいが、公募により難い特別の事由がある場合は、公募以外の方法による選考もあり得ること。</p> <p>(2) 相手方が用途変更する場合の権利の移転又は設定の許可について(法第27条第2項第5号関係) 権利の移転又は設定の相手方が埋立地を法第11条又は第13条ノ2第2項の規定により告示した用途と異なる用途に供しようとする場合には、法第29条第2項第2から第4号までの許可基準をも照らし合わせ、法第27条第1項の許可の可否を決定すべきものであること。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日 (関係市町村長の意見聴取後。ただし、国土交通大臣の認可にかかるものについては当該認可後)			
期間の制定根拠	6河第306号土木部長通知			